



(1)



にしごう

広報にしごう第210号
昭和63年6月1日

VOL.6

■人口のうごき 人口15,367人(+101) 男7,776人(+73) 女7,591人(+28) 世帯数3,757戸(+44) 5月1日現在()は対前月比



花に愛情をこめて...

おもな内容

村消防団に県知事表彰旗.....	2
ふるさとの物産とうまいものまつり...	3
財政のおしらせ.....	4~7
サラリーマンの奥さまの年金.....	8
クリーン運動に 間の原行政区・鈴木さん.....	9
おしらせ.....	10

写真：村老人クラブ、寿学級共催による、「甲子街道花いっぱい運動」から

村消防団に

県知事表彰旗



▲表彰旗を手に喜びの団長(左)と村長(右)

同日、県知事表彰旗受賞を祝し、ポンプ車七台より村内を祝賀パレード。このあと午後三時から

自治体消防制度四十周年を迎えた今年、村消防団(相馬喜平団長・団員数三百三十名)は、五月二十日、白河市民会館で開かれた第四十一回県下消防大会の席上、荣誉ある県知事表彰旗を受賞しました。

表彰式では友田副知事から相馬団長、山本副団長に表彰旗が手渡されました。

今回の表彰は、消防団の日頃の活動や施設の整備状況など消防全般にわたり、特に優秀であると評価され、その成果が認められ今回の表彰となったものです。

ら村文化センターにおいて同受賞賀会が開かれ、消防団幹部、村議会議員、消防関係者ら約二〇〇名により盛大に祝い合いました。

市町村の中で消防活動や施設の整備が優れていると高く評価され、今回の受賞と相成った訳でございます。

今後、益々発展途上にある西郷村、高令化社会の進む中、消防団の基本理念である地域住民の人命、身体、財産を守る使命をこの機会に更に心を引き締め、団員一同、郷土愛の精神で頑張つて参ります。

「村づくり」に 役立っています 「簡保」、「資金」

皆さんが、加入している郵便局の簡易保険の積立金は、住民の生活安定や、福祉向上のための事業資金として村に還元融資され、村づくり役立っています。

今迄にも、本村で実施した多くの事業に融資されており、昭和六十二年度においても、義務教育施設整備など、次の事業に合計、一億一千百万円の融資を受けています。

- ▼義務教育施設整備 川谷小学校建設 五千四百十万円
- ▼公営住宅整備 公営住宅岩下団地建設 五千二十万円
- ▼村道整備 原中、四ツ門線歩道設置 六百七十万円

このように簡易保険資金は、村の環境整備等に大いに役立っております。

高木さんは、昭和三十年地域文化、福祉の向上に多大な貢献をされました。今回、勲五等双光旭日章の荣誉に輝いた高木さんは、「今まで叙勲をいたただけるような仕事をやってきたと思っていないが、長い間みなさんのご指導のもとに、地方自治関係の仕事に携わってきたことで賞を受けることができ、大変恐縮しております。」と大変、控え目に話されておりました。

高木さん、受賞本当におめでとうございます。

高木さんに 元村議会議員

勲五等双光旭日章



▲勲五等双光旭日章を胸に高木さん

このたび、高木次郎さん(七十七歳・鶴生字内川岸三十一番地)は、昭和六十三年春の叙勲で勲五等双光旭日章を受賞されました。

住民から推されて村議会に当選以来昭和六十二年までの間、七期二十八年の永きにわたり在職し、特に昭和五十年から十二年間議長として議会の円滑な運営に尽力する傍ら、村総合開発審議会委員、村文化財保護委員会委員、民生委員、国民年金委員、西白河地方町村議会議長会々長等の要職を勤めるなど村の教育

つかみどり大会は最高頂

「88ふるさと」の物産と「うまいものまつり」



▲ナイロン袋を片手につかみどり

松竹工芸社（コルク製品等）が出店しました。期間中の二十二日（日）には、第一うすい屋上で、村のPRを兼ねたイベント・西郷村イワヤ・ヤマメつかみどり大会が開かれました。午前十一時から午後一時半の二回行われ、合図の笛とともに特別に持えた生けすに入った参加者は衣服が濡れるのも忘れ、魚を捕まえるのに懸命でした。

今年で第三回を迎えた、ふくしまふるさと産業おこし運動協賛「88ふるさと」の物産とうまいものまつり」は、五月十八日から二十六日まで郡山市・うすい百貨店で華やかに繰り広げられました。

今回の催しには県内五十五市町村、百六十業者が出品し、村から川仙食品（イワナ・ヤマメの加工品等）、柳沢窯（陶器）、

捕まえられた魚は、村議員らの手によって調理され、用意された炭火でおおの塩焼きにし、早速、「おいしい」、「おいしい」を連発しながら食べていました。また、村の良さを、より多くの人に知ってもらおうと観光・特産品パンフレットなどを参加者に配り、PRに努めました。

住宅・車の施錠は忘れずに

—防犯協会小田倉分会で防犯診断—

去る四月十八日から五月七日までは春の防犯運動でしたが、この期間中、防犯協会小田倉分会（真船真司会長）、同地区防犯連絡所会（前田豊会長）では、下新田地区内の防犯診断を行いました。会員は二人一組（全部で十五組）になり午後八時から一時間、同地区



▲パトロールに余念がない会員

内の一般住宅や駐車場に置いてある自動車一台一台の施錠状態を点検しました。パトロールの結果、自動車に

おいては一七五台中、五四台が未施錠で不用心が目立ち、防犯診断カードで通知し注意を促しました。また、一般家庭には時間帯が早かったこともあり、チラシを配り防犯を呼びかけました。

最近、村内外において盗難自動車による犯罪が多発しています。村民のみなさんも盗難の防止のため、自動車は「ドアロック」各家庭においては「鍵」を必ずかけるよう心掛けてください。

統計調査結果シリーズ ⑪

学校基本調査より

昭和六十三年度学校基本調査の結果が公表されましたのでお知らせします。この調査は毎年五月一日現在の児童生徒数を学校へ調査依頼し、集計したものです。

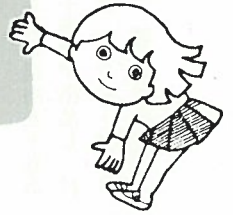
昭和62年と63年の児童生徒数の対比

学校名	男		女		合計	
	62	63	62	63	62	63
米小学校	112	112	99	106	211	218
羽太小学校	59	69	50	44	109	113
熊倉小学校	219	231	208	207	427	438
小田倉小学校	306	322	277	275	583	597
川谷小学校	46	37	58	54	104	91
西一中	179	195	156	173	335	368
西二中	146	162	119	130	265	292
川谷中	26	30	19	25	45	55
合計	1,093	1,158	986	1,014	2,079	2,172

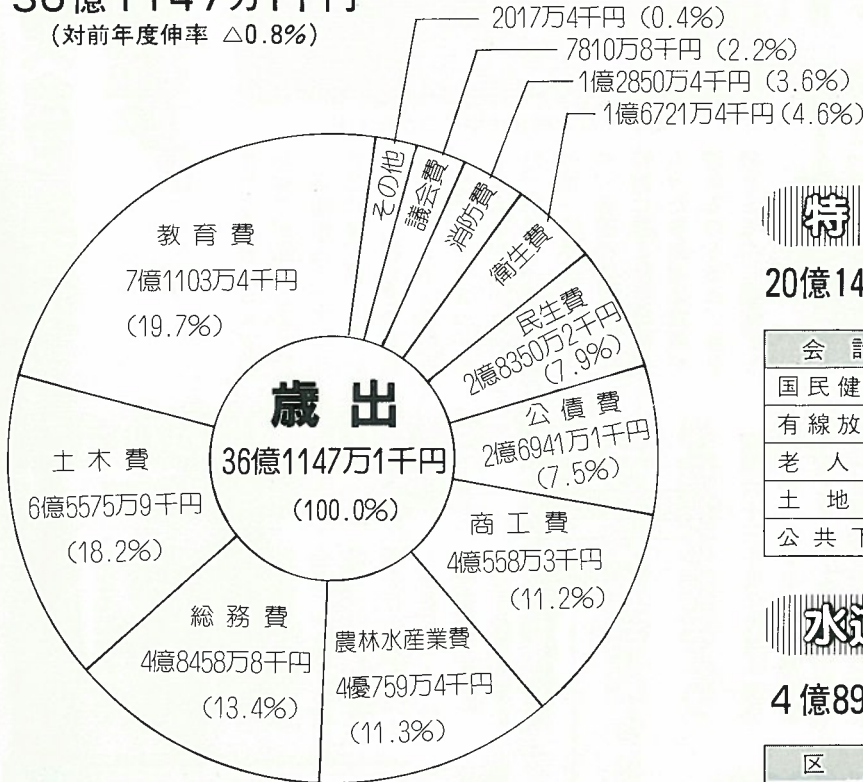


お知らせ

村は毎年2回、財政の状況を村民の皆さんに公表しています。今回は、昭和63年度のお金の使いみちである当初予算の総体と、昭和62年度の予算執行、財産の状況（昭和63年3月末現在）などをお知らせします。



36億1147万1千円
(対前年度伸率 △0.8%)



特別会計

20億1422万3千円 (対前年度伸率 △7.8%)

会計名	予算額(千円)
国民健康保険	756,736
有線放送電話	35,570
老人保険	498,452
土地造成	679,506
公共下水道	43,959

水道事業会計

4億8902万8千円 (対前年度伸率 △0.6%)

区分	予算額(単位千円)
収益的	収入 172,269
	支出 172,269
資本的	収入 280,030
	支出 316,759

工業用水道事業会計

6792万2千円 (対前年度伸率 15.4%)

区分	予算額(単位千円)
収益的	収入 67,210
	支出 67,210
資本的	収入 0
	支出 713

※収益的収入・支出とは
水道の維持管理に必要な収支をいいます。
※資本的収入・支出とは
水道施設の拡張・改良をするための収支をいいます。

給料の公表 (63.4.1現在)

職員給与(一般職)		初任給	
平均給与	223,320円	大卒	117,900円
平均年齢	38.6歳	短大卒	105,900円
		高卒	99,500円

策の選択、住民相互間の行政サービスの負担の公平確保、行政効率等に配意し財源の計画的・重点的な配分に徹するとともに節度ある財政運営を目指しました。

6月は男女雇用機会均等月間です。

財政の

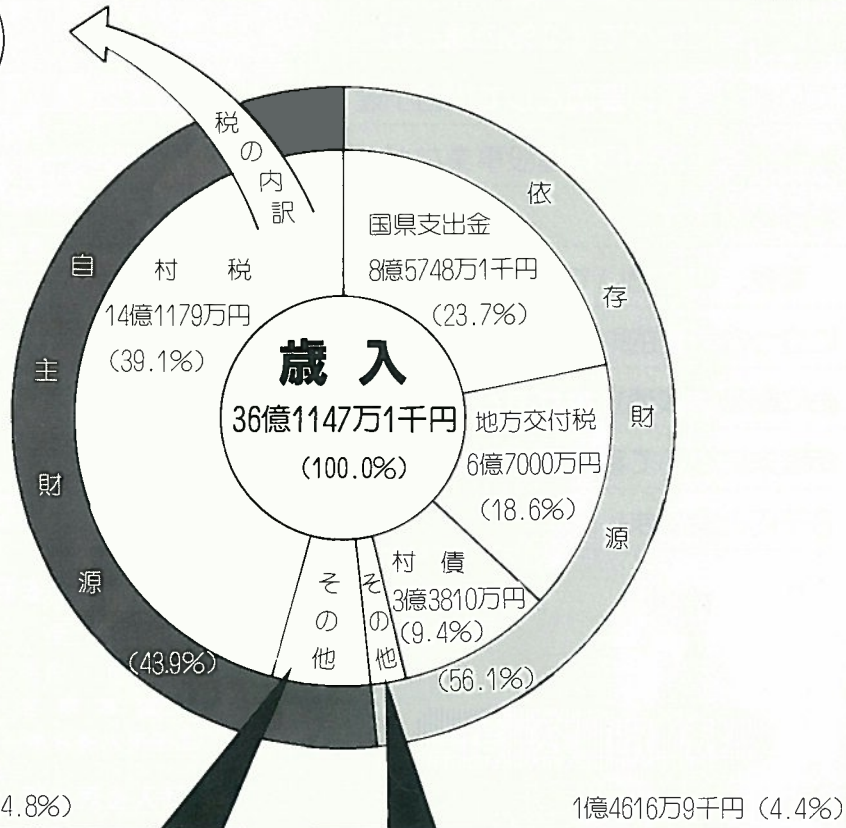
昭和63年度当初予算

一般会計

- その他 2633万4千円
- 特別土地保有税 5607万4千円
- 村たばこ消費税 5950万5千円
- 電気・ガス税 6035万6千円

村民税
4億7427万2千円

固定資産税
7億3524万9千円



諸収入	6429万9千円
使用料及び手数料	6717万6千円
分担金及び負担金	1074万3千円
財産収入	1415万1千円
寄附金	256万9千円
繰入金	3千円
繰越金	1000万円

地方譲与税	6868万9千円
自動車取得税交付金	4434万1千円
交通安全対策特別交付金	376万8千円
娯楽施設利用税交付金	2937万1千円
利子割交付金	551万円
国有提供施設等所在市町村助成交付金	1348万円

昭和63年度の村の当初予算は一般会計、特別会計をあわせて56億2569万4千円となりました。『明るく住みよい豊かな村づくり』を基本方針とし、地方財政が引き続き厳しい状況にあることを認識し、行政改革の推進、財政健全化の推進、それがためには行政が真に責任を持つべき分野の各種施

執行状況 (63年 3 月末現在)

昭和62年度一般会計最終予算は、39億95万7千円となり昭和61年度の最終予算に比べて3.9%の増となっています。その要因として川谷小建設事業、家族旅行村建設事業などがあげられます。

また、村においては、長期的視野に立った計画的財政運営を行なうために財政調政積立金があり、昭和62年度末において積立額が3億9312万8千円となりました。

特別会計

(単位千円)

会計区分	予算額	収入 支出	
		収入 支出	率(%)
国民健康保険	788,555	616,289	78.2
		603,982	76.6
有線放送電話	36,625	34,570	94.4
		33,856	92.4
老人保健	512,531	468,084	91.3
		455,674	88.9
土地造成	774,296	654,750	84.6
		609,134	78.7
公共下水道	14,155	11,635	82.2
		8,620	60.9

水道事業会計

(単位千円)

区分	予算現額	収入支出済額	収入支出率	
収益的	収入	199,997	178,977	89.5
	支出	199,997	164,555	82.3
資本的	収入	252,547	200,000	79.2
	支出	342,320	110,700	32.3

工業用水道事業会計

(単位千円)

区分	予算現額	収入支出済額	収入支出率	
収益的	収入	67,260	67,526	100.4
	支出	67,260	64,483	95.9
資本的	収入	20,318	20,318	100.0
	支出	20,349	19,472	95.7

村債、企業債一時借入金の状況

(62年度末現在)

村債、企業債現在高

一般会計	2,529,084 千円
特別会計	7,300千円
水道事業会計	1,157,589千円
工業用水道事業会計	387,262千円

一時借入金現在高

一般会計	300,000,000円
------	--------------

村が借入れした会計別の残高を示したものです。村民生活に直結した事業を積極的に推進していくうえで、一時に多額の資金を要する場合、村債に依存している訳です。村債は、将来償還しなければならない義務的経費であり、償還の状況や財政事情等を留意しながら、村民の皆さんの負担増とならないよう借入れしています。

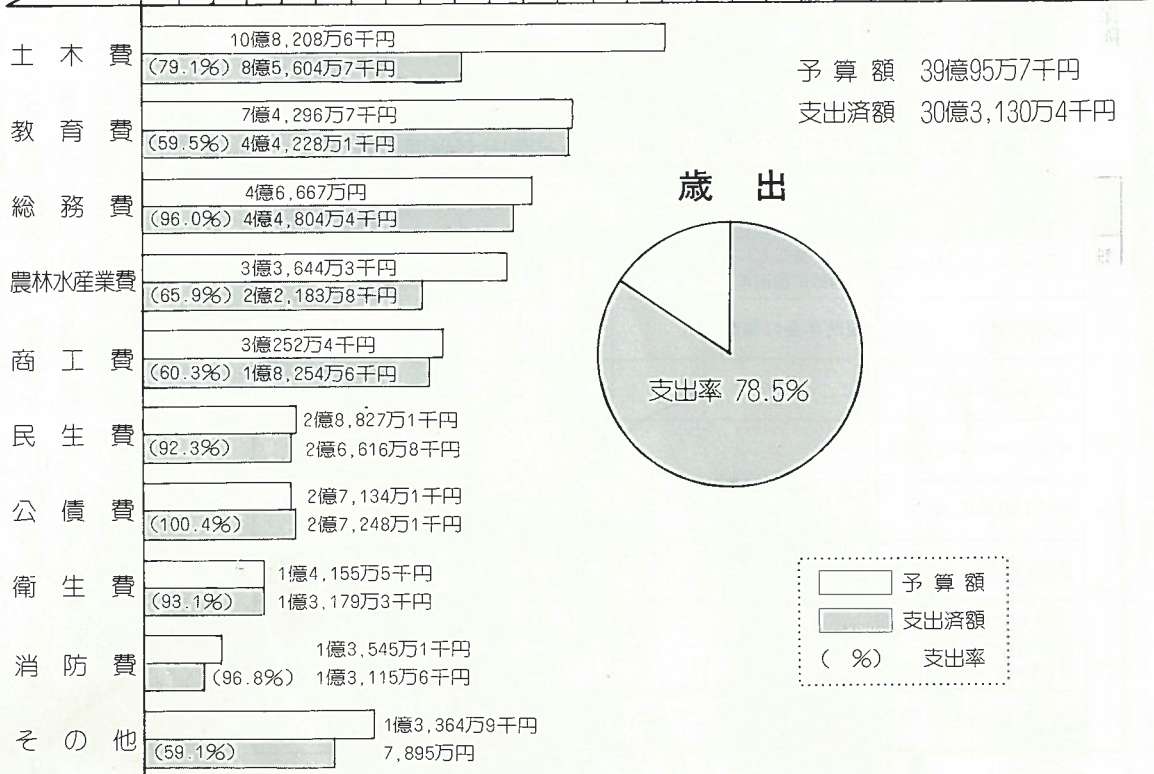
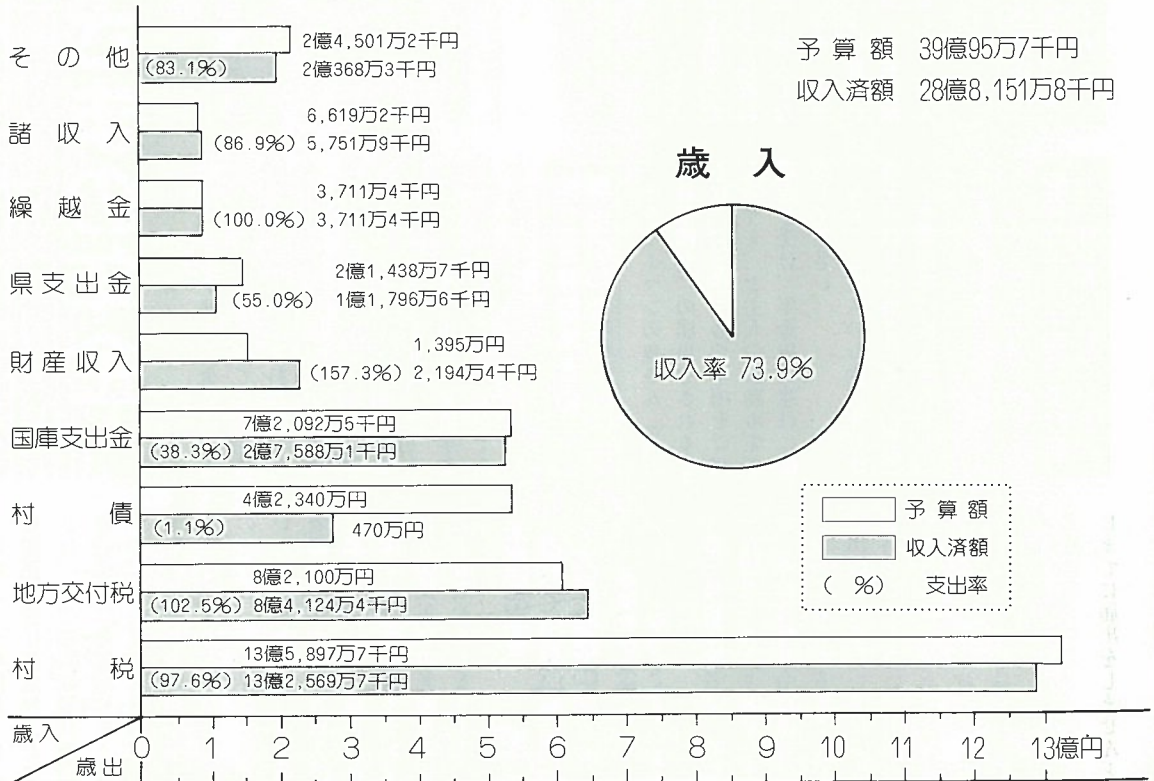
村有財産の状況

(62年度末現在)

建物	48,845 m ²
土地	7,295,618 m ²
(うち山林)	6,938,493 m ²

昭和62年度予算

一般会計



奥さまの年金

奥さんも国民年金に加入します

昭和六十一年四月から、サラリーマンの奥さんは、全員（二十歳以上六十歳未満の人）が国民年金に加入することになり、サラリーマンの妻も自分名義の年金が支給されることになりました。

厚生年金や共済組合に加入しているご主人に扶養されている奥さんは、第三号被保険者として加入します。しかし、ご主人が定年を迎えて会社を退職した後、六十歳になるまで保険料を支払って国民年金に加入しなければなりません。なお、サラリーマンの奥さんでも扶養されていない場合は、第一号被保険者か第二号被保険者として加入することになります。

ご主人の給料から奥さんの保険料が天引きされるわけではありません

厚生年金や共済年金では、奥さんがいても、独身でも、保険料は同じです。保険料は決められた率を給料に掛けて計算されますので、奥さんの分の保険料がご主人の給料から天引きされるわけではありません。ご主人の加入する厚生年金や共済年金制度全体として負担するしくみがとられています。

第三号被保険者の届出のしかた

サラリーマンの奥さん（第三号被保険者）の届出をされる時は、「届書」に必要事項をご記入のうえ、ご主人のお勤め先で確認を受け、年金担当窓口に出して下さい。

なお、ご主人のお勤め先で確認を受けない場合には、「届書」に①健康保険の被保険者証と②ご主人の年金手帳をそえて、年金担当窓口へ提出して下さい。

昭和六十一年四月より前から任意加入している人

昭和六十一年四月一日より前に国民年金に任意加入していた人は、その加入期間は老齢基礎年金の計算の基礎に算入されるので、任意加入の期間に応じた老齢基礎年金の額も増えることとなります。また、国民年金のほかに、厚生年金に加入していた実績があれば、六十歳から老齢厚生年金が、各種共済組合に加入していた実績があれば六十歳から退職共済年金が受けられ、国民年金の老齢基礎年金は六十五歳からとなります。

未だ届出を
されていない奥さん
大至急届出を!!
日末月七
— 保険料が未納と
なっています —

第三号被保険者は、昭和六十一年四月一日より発足しましたが、その当時社会保険等の扶養となっておられる奥さんで未だ届出のすんでない方は、大至急届出をして下さい。昭和六十一年四月当時、第三号被保険者に該当する立場におられても届出をしないことには第三号被保険者とはなれません。このような立場にあった方が、今年七月末日までに届出をしませんと保険

料が未納となってしまいます。たとえば、昭和六十一年四月で第三号の立場であった方が、届出を昭和六十三年十月に行ったとしますと、昭和六十一年四月から昭和六十一年六月までの国民年金保険料は未納となつてし

まいます。これは、保険料の納入に時効があり、その期限は二年だからです。ですから届出は、いつでもよいわけではなく、すみやかに届出ることが肝要です。

ライフサイクルによって変わる女性の年金加入 (そのつど届出が必要です)

ライフサイクル	加入の資格	保険料
独身時代	サラリーウーマン 厚生年金などに加入しながら自動的に国民年金にも加入	第2号 厚生年金などの保険料 給料から天引き
	家事手伝い	第1号 国民年金の保険料 個別に納付
妻の時代	自営業者と結婚	// 第1号
	サラリーマンと結婚	// 第3号 国民年金の保険料 納めなくてよい
	会社に勤めたら	厚生年金や共済年金に加入しながら自動的に国民年金にも加入 第3号→第2号 厚生年金や共済年金の保険料 給料から天引き
	自営業をはじめたら	国民年金に強制加入 第3号→第1号 国民年金の保険料 個別に納付
	サラリーマンと離婚 夫が定年退職 サラリーマンの夫と死別	// 第3号→第1号
	会社をやめたら	// 第2号→第3号 国民年金の保険料 納めなくてよい

クリーン運動に

間の原 区行政、鈴木さん受賞

去る五月二十六日、白河地域職業訓練センターで昭和六十二年度福島県クリーンふくしま運動推進協議会県南地域協議会定期総会が開かれました。その席上、村から団体の部で間の原行政区(後藤誠区長)、個人の部は鈴木末蔵さん(大清水)が表彰されました。

この協議会は、清掃作業に携わる各種団体が構成され、民間の自主的クリーン思想を広め、毎年功績のあった団体等には協議会で表彰するというものです。

先ず、間の原行政区は村ゴミ追放宣言事業が開始された当初から、ゴミ収集所をユニークな方法(収集所を花壇とした)で美化を行い、他の見本となったことにより表彰されました。また、鈴木末蔵さんは村のゴミ追放宣言に協力しゴミ収集所等の清掃を行い、大清水地区収集所を陰に陽に守ってきた功績が認められました。

表彰を受けた方々、受賞おめでとうございます。今後共、



▲表彰状を手に間の原区長(右)、鈴木さん(左)

サルビア、マリーゴールドの花が九百本

甲子街道花いっぱい運動

毎年、恒例になっている甲子街道花いっぱい運動は五月二十四日、村老人クラブ会員(寿学級生)約二〇〇名が参加し、若葉薫る沿道に同運動を展開しました。

沿線に設置されているフラワーパーロットにサルビア五百本、マリーゴールド四百本の苗を植えたほか、新甲子温泉附近のさつきの除草施肥や沿線の空カン拾いなども併せて行われました。学級生の中には給水タンクを持ち寄り、フラワーパーロットに散水する光景も見られ、同運動を一層盛り上げました。

集められた空カン等は建設事務所職員の協力によって運搬さ

6/1 ~ 6/30は

土砂災害防止月間

六月は梅雨シーズン。例年長雨や集中豪雨などによって全国各地で、土石流、地すべり、がけ崩れが頻発し、尊い人命や財産が一瞬にして失なわれています。

こうした災害を防止するため、全国一斉に六月一日から三十日までの一か月間を「土砂災害防止月間」とし、各種運動が展開されています。

住民の皆さん一人一人も、災害を受けないように、日頃から十分注意をはらいましょう。

れ、沿道に投棄されていた空カンやゴミはまたたく間に一掃されました。



▲会員のみなさん、ごくろうさまでした

母子家庭のみなさんへ

母子家庭医療費の助成について

(目的)

母子家庭に対し医療費の一部を助成し母子家庭の生活の安定と自立の促進を図ることを目的としています。

(対象者)

母子家庭で村民税の所得割がかららない母子家庭の母(十八才未満の児童を扶養している者)及び父母のない児童。

(助成額)

入院・通院のそれぞれについて

て一件につき一、〇〇〇円を本人が負担し、それ以外の医療費について村で助成します。

なお、詳しくは役場住民課福祉係(二五一一一内線二四一)へお問い合わせください。

犯罪捜査にご協力を!

警察署

どんな小さな情報でも、犯罪について

見たり、聞いたり

して知っていることについて、みなさんからの通報を待っております。

▼事件を知ったらすぐ一一〇番

▼被害にあったら届出を

▼被害現場はそのままだ

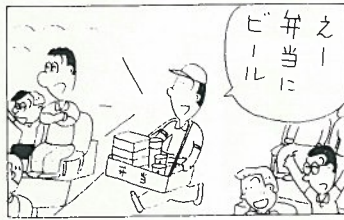
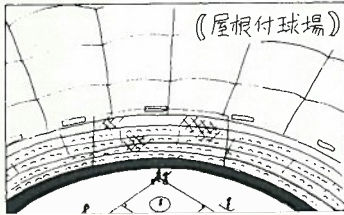
▼聞き込み捜査にご協力

おわび

広報にしごう第二〇九号で、役場職員の人事異動の記事を掲載しましたが、文中、▼西郷保育所保育係主任保母▼菅野美代子(西郷第二保育所同)、▼西郷第二保育所保育係主任保母▼小木クニ子(西郷保育所同)の掲載濡れがありましたので、深くおわびするとともに掲載させていただきます。

さわやか君

西村 宗



電話級アマ無線技士 試験案内

1. 試験の資格
電話級アマチュア無線技士
2. 試験申請書の受付期間
7月1日(金)から7月25日(月)まで(当日消印有効)
3. 試験の日時
9月6日(火)から9月8日(木)までの指定する日時
4. 試験地
郡山市(郡山市民文化センター)
5. 試験手数料
2,360円(受験票郵送料を含む)
6. 試験申請書の提出先
財団法人無線従事者国家試験センター東北支部(〒980 仙台市中央四丁目9-13仙台ホリビル)
7. 問い合わせ先
☎ テレホンサービス
(022-221-4147)

事務用
(022-221-4146)

東京電力(猪苗代電力所) からのお願い

- 電線の近くでの釣りはやめましょう。
- 電柱(鉄塔)に登らないようにしましょう。
- 水遊びは、プールやきめられた場所で行いましょう。
- 発電所の柵の中に入らないようにしましょう。
- 電線にかかったら、すぐ電力会社へお知らせ下さい。

～明日をひらくエネルギー～

おしらせ



県政巡回相談が 開かれます

- 相談内容
- ▼県などの仕事に対する要望とか苦情。
- ▼届出・申請等で、手続きがわからないこと。
- ▼生活上のことで、悩んでいる事や困っていること。

1. 日時
昭和63年6月24日(金)
午前10時～午後3時。
2. 場所
村文化センター
3. 相談員
県南行政事務所・県政相談員

賃金助成制度を ご存知ですか

1. 受給できる事業主
 - ① 次のいずれかに該当する求職者(雇い入れられた日現在における満年齢が65歳未満の者に限る)を職業安定所の紹介により、常用労働者として雇い入れ、支給終了後も引続き雇用すること。
 - イ. 高年齢者(45歳以上の者、

- 但し昭和64年3月31日までに雇い入れられた者に限る)
- ロ. 障害者(精薄者も含む)
 - ハ. 母子家庭の母等
- ② 対象労働者の雇い入れ日の前及び後、各6カ月間に事業所の都合より他の労働者を解雇したことがないこと。
 - ③ 賃金台帳・タイムカード等の書類を整備していること。
2. 受給できる額
- ① 雇い入れ後1年間に支払った賃金(ボーナス等は除く)の1/2(中小企業事業主2/3)、(但し、雇い入れ日が昭和64年3月31日までに限る)。
- 詳細については白河公共職業安定所☎(24-1256)までお問い合わせ下さい。

今月の納税

村県民税 1期
国民年金保険料 3期

村営住宅入居者(募)集

村では下記の住宅の入居者を募集しております。

記

住宅名 狼山合団地1戸
構造 簡易耐火構造平家建
種別 第2種
部屋数 2部屋
家賃 月額3,500円

住宅名 新川谷団地1戸
構造 木造平家建
種別 第2種
部屋数 3部屋
家賃 月額25,000円

敷金は家賃の2ヵ月分で、共同の維持管理に要する費用は入居者で負担していただきます。
※申込用紙は役場建設課☎(25-1111内線353)にあります。
尚、随時受付をしておりますので詳しいことは同課へお問い合わせ下さい。